

事務連絡
令和8年3月27日

各 { 都道府県 }
 { 市 }
 { 特別区 } } 水道行政担当部（局）長 殿

各国土交通大臣認可 { 水道事業者 }
 { 水道用水供給事業者 } } 殿

国設専用水道の設置者 殿

国土交通省 水管理・国土保全局
水道事業課

「水道事業者等による PFOS 及び PFOA 対応マニュアル」の公表について

日頃より水道行政及び水道事業の推進に御尽力いただき、厚くお礼申し上げます。

令和8年4月1日より、PFOS 及び PFOA が新たに水道水の水質基準項目に追加されます。これにより、水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者に対して、PFOS 及び PFOA に関する水質検査の実施及び基準値を遵守する義務が課されます。

これを踏まえ、国土交通省では、水質検査の結果など、給水栓等において、PFOS 及び PFOA が水質基準値を超過又はおそれが判明した場合の対応方法を整理し、水道事業者等が講ずべき具体的な行動手順を、「水道事業者等による PFOS 及び PFOA 対応マニュアル」として取りまとめ、本日、公表しました。

各都道府県におかれては、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者、水道用水供給事業者、専用水道の設置者及び町村に対して、各市及び特別区におかれましては、貴管内の専用水道の設置者に対して、上記内容について周知いただきますようお願いいたします。

【別添】水道事業者等による PFOS 及び PFOA 対応マニュアル

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000724.html

【参考】水道事業者等によるこれまでの PFOS 及び PFOA 対応事例について

https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo13_hh_000604.html

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

TEL : 03-5253-8111 (内線 34435) 担当 : 山口、小林

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp